

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5年 6月 12日

分任支出負担行為担当官
敦賀港湾事務所長
相 木 敢

1. 調達内容

- (1) 件 名
敦賀港湾事務所止水板運搬業務<電子入札対象案件>
- (2) 仕 様 等
敦賀港金ヶ崎町で保管している止水板の運搬
- (3) 履 行 期 間
契約締結日から令和5年7月31日まで
- (4) 履 行 場 所
 - 1) 運搬元
福井県敦賀市金ヶ崎町1番地
 - 2) 運搬先
福井県敦賀市鞠山地内の当所指定場所
- (5) 入 札 方 法
入札者は、別冊仕様書により運搬料を算出し、その金額を入札書に記載する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子調達システムの利用
 - ① 本案件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
 - ② 本案件は、契約手続きを原則として電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「C等級」または「D等級」の資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けていること。）であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から指名停止の通知を受けていない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒914-0065 福井県敦賀市松栄町7番28号 敦賀地方合同庁舎3階
北陸地方整備局 敦賀港湾事務所 品質管理課 契約担当
電話0770-22-2590 E-mail : pa.hrr-eb-trp@mlit.go.jp
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
上記(1)の問い合わせ先に同じ
- (3) 紙入札方式による申請書等及び入札書の提出場所
上記(1)の問い合わせ先に同じ

4. 入札手続き等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び期間
交付場所：上記3.(1)の問い合わせ先又は電子調達システムにて配付する。
交付期間：令和5年6月12日(月)から令和5年7月13日(木)までの土曜日、
日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- (2) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限
令和5年6月22日(木) 12時00分(必着)
- (3) 電子調達システムによる入札書及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限
令和5年7月12日(水) 16時00分(必着)
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年7月14日(金) 10時00分 敦賀港湾事務所
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

5. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
 - ① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システム内の電子くじにおいて落札者を決定するものとする。
 - ③ 落札予定者の決定は、原則開札日の翌日以降に行うものとする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は入札説明書による。